

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

令和7年7月

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ地球環境対策室
環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室

1. 背景・趣旨

- 第213回通常国会にて成立した、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）において、算定割当量（京都議定書に基づくクレジット）に関する規定を削るとされたことに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

- 算定割当量の規定の削除
 - 算定割当量に係る手続の手数料の削除
 - ・算定割当量の管理に関して、次に掲げる者の手数料及び納付の方法等に関する規定を削る。
 - (i) 管理口座の開設の申請をする者
 - (ii) 振替の申請をする者
 - (iii) 書面の交付を申請する者
- ※なお、算定割当量に関する規定は削除するものの、経過措置を設け、それらの規定の効力は存続する。

3. 施行期日

- 改正法の一部の施行の日（令和8年1月1日）から施行する。